

特定農産加工法に基づく承認計画に係る 事業所税の特例適用範囲について

※正式名称：特定農産加工業経営改善等臨時措置法



設備更新等を行う事業所だけでなく、**一体となって措置を実施する事業所も**、
事業所税の特例措置の適用対象となります！

経営改善措置のイメージ

- ・製粉設備を更新した事業所で小麦を製粉し、同一都道府県に所在する**A工場に小麦粉を配送**。
- ・A工場でパンを焼成し、製品化。

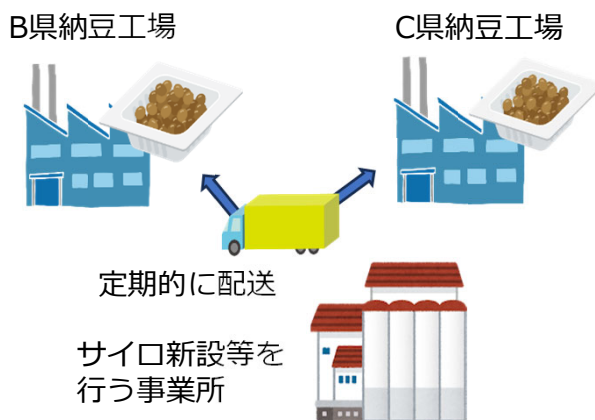


設備導入等を行う事業所

※経営改善措置については、
同一都道府県内の事業所のみ

調達安定化措置のイメージ

- ・A県に大豆用穀物サイロを整備。
- ・工場での使用状況に応じて、**B県及びC県の納豆工場に大豆を配送**。



定期的に配送

サイロ新設等を行う事業所

一体となって措置を実施する事業所

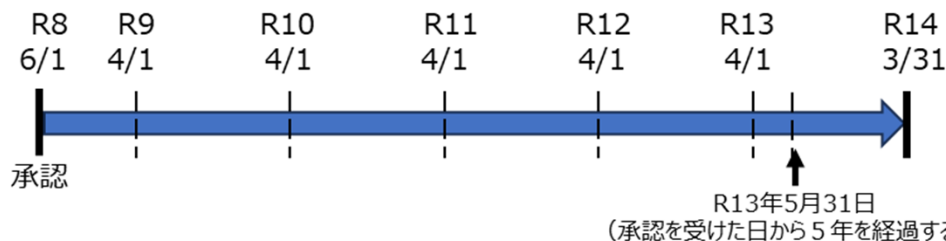
当該計画において、設備投資等を実施する事業所とともに**原材料から最終製品（農産加工品）を製造するに至る過程において必要不可欠な工程を有する**関係を持つものをいいます。

- (ポイント)
- ・計画を申請する法人又は個人が直接所有するものであること
 - ・各事業所の特定農産加工業種がすべて同一の業種であること

(参考) 特例の概要

承認計画に従って実施する経営改善措置又は調達安定化措置に係る農産加工品の生産の用に供する施設を有する事業所に係る事業所税について、**承認後5年間資産割課税標準に1/4を乗じた額を控除**

(例) 令和8年6月1日に
計画が承認され、事業年度が
4月始まりの場合(法人)



お問合せ先:

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課 (TEL)03-6744-2060